

給付奨学生及び授業料減免の適格認定（学業）に係る基準の改正

■令和5年9月まで（現行の基準）

区分	学業成績の基準
廃止 【特例1】	・修業年限で卒業又は修了できないことが確定した場合 ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合 ・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められる場合 ・<u>警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合</u>
警告 【特例1】	・修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下である場合（廃止の区分に該当するものを除く） ・<u>GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合</u>【特例2】【特例3】 ・履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められる場合（廃止の区分に該当するものを除く）
継続	「廃止」、「警告」以外の場合

※ 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置（【特例1】～【特例3】）については、学生生活課 経済支援担当（2151, 2129）にお尋ねください。



■令和5年10月から（改正後の基準）

- ① 廃止区分における「警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合」（※1）について、**2回目の警告となったときの警告事由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」のみ**に該当する場合は、廃止とせず**停止とする**。（学業成績不振による停止※2）

※1 以下「連続警告」という。

※2 以下「停止（成績）」という。

- ② 停止（成績）となった**次の適格認定**において、

・学業成績等が「**継続**」相当の場合 → **停止（成績）を解除**する。※

・学業成績等が「**継続**」相当以外の場合 → **廃止**とする。

※ 他の停止事由に該当していなければ、支援が再開（復活）します。